



お知らせ

平成31年度新入学児の就学時健康診断実施のお知らせ

町教育委員会では、次のとおり平成31年度に小学校に入学する幼児を対象に「就学時健康診断」を実施します。この健診は法律に基づき実施されるものですので必ず受診してください。

- 対象幼児 平成24年4月2日から平成25年4月1日生まれの幼児
●日時 10月10日(水) 12時30分受付
●場所 町公民館
●健診内容 内科・歯科・視力・聴力
●受診方法 町内の幼稚園・保育所等を通じてお知らせします。

(所) している方以外については、個人宛に直接お知らせします。
▼問い合わせ先 教育課 ☎62-13459

快適な生活環境づくり・町内の環境美化のため、町民の皆さんのご協力をお願いします。
●日時 10月7日(日) 小雨決行
清掃時間 午前6時～7時

町民総参加で、各行政区単位により道路、公園、遊園地及び各家庭周辺等の一斉清掃を行います。

燃えるごみ・粗大ごみ・空き缶等の回収は行いません。各地区において、可燃物、不燃物、資源物に分別し、一時的に集会所等へ保管して、指定されたごみの収集日に出すようご協力をお願いします。

▼問い合わせ先 健康環境課 ☎62-2115

「家電リサイクル施設見学会」参加者募集

経済産業省東北経済産業局では、次の施設見学会の参加者を募集しています。
●日時 10月22日(月) 午後1時30分～午後3時
(当日、午後1時20分までに現地にご集合ください。)

(成田東9番地)
●内容 家電4品目、自動車のリサイクル施設の見学
●定員 20名程度(応募多数の場合は抽選となります。)
●参加費 無料
●申込 東北経済産業局ホームページの「新着情報」から申し込んでください。
●申込締切 10月9日(火)
▼問い合わせ先 東北経済産業局 環境・リサイクル課 ☎022-1221-4930

●参加料 無料
▼申込・問い合わせ先 いきいき県民フェスティバル事務局 ☎024-1521-8070
(受付時間 午前9時～午後7時 ※土日祝日除く)
●コミュニティ助成事業で消防用ホース整備
今回町では、消防団の装備強化を図るため、宝くじの社会貢献広報事業(宝くじの受託事業収入を財源として実施している)コミュニティ助成事業による宝くじの助成金を活用し、消防用ホースを33本整備しました。
▼問い合わせ先 総務課 ☎62-2117



市町村対抗福島県大会組合せ決定

軟式野球大会とソフトボール大会の組合せ抽選会が行われ、対戦相手が決定しました。代表選手たちは初戦突破を目指し、日々練習を積み重ねていますので、町民の皆さまの熱い応援をよろしくお願いたします。

- 【軟式野球大会】
●対戦相手 湯川村
●日時 9月16日(日) 午前8時30分
●会場 本宮市「しらさわグリーンパーク野球場」



8月29日(水)、公民館で軟式野球大会の壮行会が行われました

【ソフトボール大会】

- 対戦相手 大熊町
●日時 10月14日(日) 午前9時30分
●会場 相馬市「相馬光陽ソフトボール場」
▼問い合わせ先 公民館 ☎62-2031

国民健康保険の保険証を更新します

国民健康保険の保険証は毎年10月1日に更新されます。新しい保険証を9月下旬に郵送しますので、保険証が届きましたら記載内容をご確認ください。古い保険証は、お手数ですが税務町民課までお持

ちいたたくようお願いいたします。
発送後に資格の異動(社会保険加入、転出、転居など)が生じた場合は、行き違いで保険証が届きます。その際は、保険証の返還や差替えが必要になりますので、税務町民課までお持ちください。
●次の場合は保険証が使えません
国民健康保険の保険証は、資格のある期間のみ使用できます。職場の健康保険に加入した場合、転出した場合などは使用することができません。

お手続きをお願いします。
資格喪失後に国民健康保険の保険証を使用した場合、国民健康保険から支払われた医療費は一度返還いただき、加入している健康保険に申請していただくこととなります。

職場の健康保険に加入し、保険証がまだ届かない場合などでも使用はせず、資格証明証を職場で交付してもらった後、一度全額自己負担したの請求を行ってください。

●国民健康保険の滞納があると 国民健康保険税を滞納していると、有効期限の短い保険証や、保険証の代わりに「被保険者資格証明書」が交付され、医療機関を受診した際、窓口で医療費の全額を支払うこととなります。
また、差押えなどの行政処分が行われることもありますので、納期までの納付が困難な場合は、納税相談にお越しください。

●国民健康保険の滞納があると 国民健康保険税を滞納していると、有効期限の短い保険証や、保険証の代わりに「被保険者資格証明書」が交付され、医療機関を受診した際、窓口で医療費の全額を支払うこととなります。
また、差押えなどの行政処分が行われることもありますので、納期までの納付が困難な場合は、納税相談にお越しください。

9月9日は「救急の日」

毎年9月9日を「救急の日」とし、この1日を含む1週間が「救急医療週間」と定められています。
●今、本当に救急車が必要ですか? 救急車の適正利用をお願いします

全国的に救急出動件数が年々増加しており、「症状が軽く緊急性がない」「交通手段がない」「定期的な通院」などで救急車が呼ばれてしまうと、本当に救急車が必要な方への対応が遅れ、救命率に影響が出てしまいます。大切

な命を救うため、救急車の適正利用にご協力をお願いします。
ただし、緊急に医療機関等に搬送しなければならぬ場合は、迷わず救急車を要請してください。その際、保険証やかかりつけの医療機関の診察券、緊急時の連絡先等の準備をお願いします。
●大切な人の命、あなたの手で守りましょう! 救命講習会の受講者募集
消防署では定期的に救命講習会を開催しています。救急車が到着するまでの間に適切な処置を行うことが、大切な命を守るにつながります。
●開催日 毎月第1日曜日、第3木曜日
●講習内容 心肺蘇生法、AED(自動体外式除細動器)の取り扱い方法、応急処置の仕方など
※開催場所は開催日により変わりますのでお問い合わせください。

▼問い合わせ先 須賀川消防署鏡石分署 ☎62-4511
須賀川地方広域消防組合 ホームページ (http://sukagawa119.jp)